

(独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正) 第十二条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第四号中「第五条第十一項」を「第五条第十三項」に改め、同条第五号の二中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第七号中「第五条第十一項」を「第五条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正) 第十三条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七百七十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第三号イ中「第二十一条の三第一項に規定する食費等の費用基準額」を「第一条の三第一項第一号に規定する食費等の費用基準額」に、「同令第二十一条の三第一項」を「同号第五条第一項第一号に規定する食費等の費用基準額」に改め、同条第七号中「第五条第十一項」を「第五条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正) 第十四条 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七百七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条十七項第一号」を「第五条第十八項第一号」に改める。

(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正) 第十五条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七百七十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第五条二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

(児童福祉法に基づく指定的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正) 第十六条 児童福祉法に基づく指定的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七百七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

(薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正) 第十七条 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年厚生労働省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正) 第十八条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○国土交通省令第三号

(障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律)(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成八年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子 国土交通大臣 前田 武志

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成八年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

附則 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百一十七号 国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練課程(昭和五十五年厚生労働省告示第四号) 厚生労働大臣 小宮山洋子

平成二十三年九月二十二日 第一条中「第六百六十五号」を「第六百二十五号」に、「国立障害者リハビリテーションセンター学院」を「国立障害者リハビリテーションセンター学院」に、「同規則第七百四条」を「同令第六百九十五条」に改める。

○厚生労働省告示第三百一十八号 障害がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第一百三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 本文中「第七」を「第八」に改める。

○厚生労働省告示第三百一十九号 障害がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法(平成十七年法律第七百二十三号)第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)の一部を次のように変更し、平成二十三年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第一の二の一中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。
別表第三の一の一の項を次のように改める。
一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

厚生労働省告示第三百三十号 現に利用している者の数、障害者等の二、退院可能な精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

重度訪問介護	現に利用している者の数、障害者等の二、退院可能な精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
同行援護	
行動援護	
重度障害者等包括支援	

○厚生労働省告示第三百三十号

(障害がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律)(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法(平成十七年法律第七百二十三号)附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十一号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 附表第一の二中「第9」を「第10」と、「第16」を「第17」に改め、同11の注中「第5条第17項第2句」を「第5条第18項第2句」に改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生省令第44号(昭和34年4月1日)障がい者制度改進推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を実施すべき問題並びに障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成11年法律第71号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法(平成17年法律第113号)第1十九条第一項及び第三十条第二項並びに附則第二十一条第四項の規定に基づいて、障害者自立支援法に基いて指定障害福祉サービス等及び障害者自立支援法(平成18年厚生労働省告示第五百一十一号)の一部を次のようて改正し、平成13年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 小宮山洋子
平成13年九月一日

第一項中「振一たひ振りあひ及び振りかひ振りあひ」を「振一たひ振りあひ及び振りかひ振りあひ」と「振り」を「振る」に読み替える。
別表第一の二の注二中「時間はいう」の下に「以下同じ。」を記す。又は別表第一の注二中「第9」を「第10」と改める。
別表第二の二の注一中「及び第3」を「並びに第3及び第4」と改める。又は別表第一の注二中「第8」と「第9」を「回一の注二中「午後6時から午後10時までの時間をいう。」、「(午前6時から午前8時までの時間をいう。)」改め、「(午後10時から午前6時までの時間をいう。)」を記す。又は別表第一の注二中「第9」を「第10」と改める。
別表第三の二の注二中「この第16」を「第17」と改める。又は別表第三の二の注二中「この第16」を「第17」と改める。
別表第三の二の注二中「別表第15」と「別表第16」と改める。
別表第14を別表第15と改める。
別表第13の二の注二中「平成21年3月31日」と「平成24年3月31日」と改める。又は別表第13を別表第12と改める。
別表第12の二の注二中「第13」と「第14」と改める。又は別表第12を別表第13と改める。
別表第11の二の注二中「別表第11」と「第12」と改める。又は別表第11を別表第12と改める。
別表第10の二の注二中「第11」と「第12」と改める。又は別表第10を別表第11と改める。
同注一の二の注二中「第14」と「第15」と「第16」と改める。又は同注一の二の注二中「第5」と「第6」と「第8」と「第9」と改める。又は同注一の二の注二中「第15」と「第15」と「第16」と改める。
別表第8の二の注二中「別表第12」と「第13」と改める。又は別表第8を別表第12と改める。
別表第7の二の注二中「別表第7」と「第8」と改める。又は別表第7を別表第8と改める。
別表第6の二の注二中「第13」と「第14」と「第14」と「第15」と「第15」と「第16」と改める。又は別表第6の二の注二中「第4」と「第5」と「第6」と改める。又は別表第6の二の注二中「第9」と「第10」と改める。又は別表第6の二の注二中「第11」と「第12」と改める。又は別表第6の二の注二中「第11」と「第12」と改める。
別表第5の二の注二中「第11」と「第12」と改める。又は別表第5を別表第11と改める。
別表第4の二の注二中「第11」と「第12」と改める。又は別表第4を別表第11と改める。
別表第3の二の注二中「第11」と「第12」と改める。又は別表第3を別表第11と改める。
別表第2の二の注二中「第11」と「第12」と改める。又は別表第2を別表第11と改める。
別表第1の二の注二中「第11」と「第12」と改める。又は別表第1を別表第11と改める。

1 同行援護サービス費
イ 身体介護を伴う場合
(1) 所要時間30分未満の場合
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合
(3) 所要時間1時間以上2時間未満の場合
(4) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

254単位
402単位
584単位
667単位

(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	750単位
(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	833単位
(7) 所要時間3時間以上の場合	916単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
口 身体介護を伴わない場合	
(1) 所要時間30分未満の場合	105単位
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合	197単位
(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	276単位
(4) 所要時間1時間30分以上の場合	346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数
注1 イにあっては次の(1)及び(2)のいずれにも、口にあっては次の(1)に該当する利用者に対して、同行援護(外出時ににおいて、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行なう者(3において「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行なう者が当該事業所(以下「基準該当同行援護事業所」という。)に置かれる従業者(以下「同行援護従業者」という。)又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定同行援護等」という。)を行なった場合には、所定単位数を算定する。	
(1) 別表第14を別表第15と改める。	
(2) 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)にあること。	
(1) 区分2以上に該当していること。	
(2) 認定調査表における次の(1)から(6)までに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれから(6)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。	
a 2~5 「3. できない」	
b 2~6 「2. 見守り等」「3. 一部介助」又は「4. 全介助」	
c 2~7 「2. 見守り等」「3. 一部介助」又は「4. 全介助」	
d 4~5 「2. 見守り等」「3. 一部介助」又は「4. 全介助」	
e 4~6 「2. 見守り等」「3. 一部介助」又は「4. 全介助」	
2 指定同行援護等を行なった場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定同行援護等を行なうのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。	
3 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行なった場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行なった場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	
4 口については、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行なった場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行なった場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。	
5 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が行なう1人の利用者に対して指定同行援護等を行なった場合に、それぞれの同行援護従業者が行なう指定同行援護等につき所定単位数を算定する。	
6 夜間又は早朝に指定同行援護等を行なった場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行なった場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。	

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 特定事業所加算(1) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
 - (2) 特定事業所加算(2) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
 - (3) 特定事業所加算(3) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- 8 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所(以下「指定同行援護事業所等」という。)の同行援護従業者が指定同行援護等を行った場合には、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなつてない指定同行援護等を緊急に行つた場合にあっては、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として、1 回につき 10 単位を加算する。
- 10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、同行援護サービス費は、算定しない。
- 2 初回加算
- 注 指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行つた日の属する月に指定同行援護等を行つた場合又は当該指定同行援護事業所等のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行つた日の属する月に指定同行援護等を行つた際にサービス提供責任者が同行利用した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。
- 3 利用者負担上限額管理加算
- 注 指定同行援護事業者が、指定障害福祉サービス基準(第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準)第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行つた場合に、1 月につき所定単位数を加算する。
- 厚生労働省告示第340号十一回
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一年)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の三第一項の規定第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十二条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
- 平成二十三年九月二十二日
- 厚生労働省告示第340号十二回
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一年)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五条第一項(同令第七条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第一項(同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)の一部を次のように改正する。
- 平成二十三年九月二十二日
- 第一条中第十五号を第十八号とし、第十号から第十四号までを三号ずつ繰り下げる。第九号を第十一号とし、同号の次に次の「一」号を加える。
- 十一 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 八 都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 第一項中第五号を第六号とし、第四号中「別表第三」を「別表第五」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の「一」号を加える。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一年)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十四条第三項第一号及び第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の一部を次のように改訂する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第一項中「第五条第十九項」を「第五条第十項」に改める。

○厚生労働省告示第340号十二回

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一年)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十四条第三項第一号及び第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の一部を次のように改訂する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

- 第一項中「第8号」を「8号の」に改め。
- 第1命中「マハムモド」を「イカリムモド」に改め、同命中「重度訪問介護」のトビ「同行援護」を加え、同中の(3)中「第5」を「第6」に、「第11」を「第12」に、「第13」に「第14」を「第15」に改め、同中の(4)中「第9」を「第10」に改め、同中の(3)中「第6」を「第7」に改め、同命中「第16」を「第17」に改め、同命中「(1)及び(2)」を「(2)から(3)まで」に改め、同中の(2)中「第3」を「第4」に改め、同(2)を同中の(3)とし、(2)介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相応する心身の状態にあるもの
- 一一、七〇〇単位
- 第1命中に次のように加える。
- リ 同行援護に係る支給決定を受けた者(口からチマドに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。)次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数
- 九、八九〇単位
- (1) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)
- 一一、七〇〇単位
- 厚生労働省告示第340号十二回
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一年)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の三第一項の規定第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十二条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
- 平成二十三年九月二十二日
- 厚生労働省告示第340号十二回
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一年)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五条第一項(同令第七条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第一項(同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)の一部を次のように改正する。
- 平成二十三年九月二十二日
- 厚生労働大臣 小宮山洋子
- 第一条中第十五号を第十八号とし、第十号から第十四号までを三号ずつ繰り下げる。第九号を第十一号とし、同号の次に次の「一」号を加える。
- 十一 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 八 都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 第一項中第五号を第六号とし、第四号中「別表第三」を「別表第五」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の「一」号を加える。

区分	科 目		時間数	備考
	講義	視覚障害者(児)福祉サービス		
別表第四(第四号関係)	同行援護の制度と従業者の業務		一	
	障害・疾病の理解①		二	
	障害者(児)の心理①		二	
	情報支援と情報提供		一	
	同行援護の基礎知識		二	
	代筆・代読の基礎知識		二	
	応用技能		二	
合計			一〇	
区分	科 目			
講義	障害・疾病の理解②			
	障害者(児)の心理②			
合計			四	
時間数	備考		四	
備考			二	
備考			二	
(注) この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。			一	

四 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他、当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者別表第三中「別表第三(第四号関係)」を「別表第五(第五号関係)」に改め、別表第三を別表第五とし、別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三(第四号関係)

地域区分	サービス種類	割合	
		特別区	厚生労働大臣 小宮山洋子
旧知的障害者通勤寮支援	就労継続支援	千分の千四十八	千分の千六十八
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	就労継続支援	千分の千七十一	千分の千七十二
重度訪問介護	自立訓練	千分の千七十	千分の千七十三
居宅介護	就労移行支援	千分の千七十一	千分の千七十二
重度訪問介護	就労移行支援	千分の千七十	千分の千七十三
同行援護	居宅介護	千分の千七十一	千分の千七十二
行動援護	重度訪問介護	千分の千七十	千分の千七十三
児童デイサービス	自立訓練	千分の千七十	千分の千七十三
短期入所	就労移行支援	千分の千七十	千分の千七十三
重度障害者等包括支援	就労移行支援	千分の千七十	千分の千七十三
相談支援	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
生活介護	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
旧身体障害者更生施設支援	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
旧身体障害者療養施設支援	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
旧身体障害者更生施設支援(旧指定特定身体障害者通所施設において行う場合)	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
施設入所支援	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
旧身体障害者更生施設支援	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
旧知的障害者療養施設支援	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
旧知的障害者更生施設支援	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
共同生活援助	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
共同生活援助	重度障害者等包括支援	千分の千七十	千分の千七十三
千分の千九十七	千分の千八十六	千分の千九十八	千分の千九十八

○厚生労働省告示第三百三十六号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福
祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百一十三号)、障
害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省
告示第五百二十四号)及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関
する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一單
位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の一部を次のように改正する。
平成二十三年九月二十二日
第一号の表以外の部分中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加え、同号の表を次のように改
める。

特甲地

	旧知的障害者通勤寮支援	千分の千四十
就労継続支援 旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所) 所授産施設において行う場合	千分の千五十九	
自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護	千分の千六十一	
児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 相談支援 旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所) 所授産施設において行う場合	千分の千六十七	
施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生) 施設において行う場合	千分の千六十二	
旧身体障害者更生施設支援 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千六十六	
生活介護 旧身体障害者更生施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定特定身体障害者通所更生) 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千六十一	
施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生) 施設において行う場合	千分の千六十七	
共同生活援助 旧知的障害者通勤寮支援(旧指定特定身体障害者入所) 所授産施設において行う場合	千分の千七十二	
共同生活介護 旧身体障害者更生施設支援 旧知的障害者通勤寮支援(旧指定特定身体障害者入所) 所授産施設において行う場合	千分の千八十一	
共同生活援助 旧知的障害者通勤寮支援(旧指定特定身体障害者入所) 所授産施設において行う場合	千分の千八十一	
就労継続支援 旧身体障害者通勤寮支援(旧指定特定身体障害者入所) 所授産施設において行う場合	千分の千二十四	
就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労移行支援 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援(旧指定知的障害者入所更生) 施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定特定身体障害者通所更生) 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千三十五	
就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護	千分の千三十六	

乙地

	児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 相談支援 旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所) 所授産施設において行う場合	千分の千四十七
就労継続支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生) 施設入所支援 旧身体障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所更生) 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千四十八	
共同生活援助 旧身体障害者更生施設支援 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千四十九	
共同生活介護 旧身体障害者更生施設支援 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千五十一	
就労継続支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生) 施設入所支援 旧身体障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所更生) 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千五十七	
共同生活援助 旧身体障害者更生施設支援 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千五十九	
就労継続支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生) 施設入所支援 旧身体障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所更生) 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千六十一	
共同生活援助 旧身体障害者更生施設支援 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千六十一	
就労継続支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生) 施設入所支援 旧身体障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所更生) 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千六十七	
共同生活援助 旧身体障害者更生施設支援 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千六十七	
就労継続支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生) 施設入所支援 旧身体障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所更生) 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千六十九	
共同生活援助 旧身体障害者更生施設支援 所授産施設において行う場合(旧指定特定身体障害者通所更生) 旧知的障害者授産施設支援	千分の千七十一	

○厚生労働省告示第三百三十七号	内地	千分の千二十二
<p>障がい者制度改進推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスによる費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)の一部を次のよう改正し、平成二十三年十月一日から適用する。</p> <p>第一号イの(1)、(3)及び(5)中「すべて」を「全て」に改め、同イの(6)中「第五百三十八号」の下に「。以下「居宅介護従業者基準」という」を加え、同イの(7)中「すべて」を「全て」に改める。</p> <p>第六号中「第13」を「第14」に、「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同号を第八号とする。</p> <p>第五号中「第8」を「第9」に、「別表」を「別表第二」に改め、同号を第七号とする。</p> <p>第四号中「第3」を「第4」に改め、同号イの(1)、(3)、(5)及び(7)中「すべて」を「全て」に改め、同号を第六号とする。</p>	<p>重度訪問介護</p> <p>同行援護</p> <p>行動援護</p> <p>生活介護</p> <p>児童デイサービス</p> <p>短期入所</p> <p>重度障害者等包括支援</p> <p>共同生活介護</p> <p>施設入所支援</p> <p>自立訓練</p> <p>就労移行支援</p> <p>就労継続支援</p> <p>共同生活援助</p> <p>相談支援</p> <p>旧身体障害者更生施設支援</p> <p>旧身体障害者療護施設支援</p> <p>旧身体障害者授産施設支援</p> <p>旧知的障害者授産施設支援</p> <p>旧知的障害者通勤支援</p>	<p>千分の千二十三</p> <p>千分の千二十四</p> <p>千分の千</p>

④ 既知的障害者更生施設支給(旧指定既知的障害者通所更生施設において行う場合)(旧指定既知的障害者通所更生施設において行う場合)

千分の千

千分の千

第三号中「第3」を「第4」に、「別表」を「別表第二」に改め、同号を第五号とし、第二号の次に二号を加える。

三 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注1の(1)の厚生労働大臣が定める基準別表第2に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。

⑤ 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

千分の千

千分の千

四 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

千分の千

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者(登録型の同行援護従業者(あらかじめ指定同行援護事業所に登録し、当該事業所から指示があつた場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定同行援護を行なう同行援護従業者をいう。)に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(2) 指定同行援護の提供に当たつては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービスの提供に当たつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受けること。

(3) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

(5) 当該同行援護事業者の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。

(6) 指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が届する月の前三月間ににおける指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第四に係るものに限る)の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百一十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省令第4号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう)の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。)の占める割合が百分の三十以上であること。

(7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前二月間における指定同行援護の利用者(障害児を除く)の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

特定事業所加算四

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

特定事業所加算四

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

八

第五号中「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に、「第九号」を「第十一号」に、「第十二号」を「第十五号」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。第六号中「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に、「第九号」は第十一号」を「第六号」、「第七号」、「第十号」、「第十一号」を「第十二号」から第十五号までを「第十五号」から第十八号までに、「第十一号」を「第十四号」に改める。

第七号中「第五号」、「第六号」、「第八号」、「第九号」、「第十一号」又は「第十二号」を「第六号」、「第七号」、「第十号」、「第十一号」、「第十二号」に改める。

第八号中「同告示」を「居宅介護従業者基準」に、「第五号」、「第六号」、「第八号」、「第九号」、「第十一号」又は「第十二号」を「第六号」、「第七号」、「第十号」、「第十一号」、「第十二号」に改める。

第十号中「第四号」、「第七号」又は「第十号」を「第五号」、「第九号」又は「第十三号」に改め、同号を第十二号とする。

第九号中「の第3」を「第4」に、「第四号」、「第五号」を「第五号」、「第六号」に、「第七号」、「第八号」を「第九号」、「第十号」に、「第十号」若しくは「第十二号」を「第十三号」若しくは「第十五号」に、「第十一号」を「第十四号」に改め、同号を第十一号とする。

第八号の次に次の二号を加える。

九 介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者

次の一いずれかに該当する者

イ 居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準別表第三に規定する課程を修了した者に限る。）第八号又は第十二号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十六号（居宅介護従業者基準による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程を修了した者を除く。）第十七号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号に掲げる者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業を行なう研修を修了した者）

六号中「の第3」を「第4」に、「第四号」、「第五号」を「第五号」、「第六号」に、「第七号」、「第八号」を「第九号」、「第十号」に、「第十号」若しくは「第十二号」を「第十三号」若しくは「第十五号」に、「第十一号」を「第十四号」に改め、同号を第十一号とする。

ハ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセントラル学院養成訓練課程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

同様の同行援護サービス費の注3ただし書及び注4ただし書の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

イ 平成二十六年九月三十日までの間に居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十四号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号に掲げる者に該当することとなるもの

ロ 居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十四号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号に掲げる者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業

（直接待遇に限る。）に一年以上從事した経験を有するもの

○厚生労働省告示第三百四十二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）に於ける一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百一十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

第一号中「第4」を「第5」に改める。

第二号中「第5」を「第6」に改める。

第三号中「第6」を「第7」に改める。

第四号中「第7」を「第8」に改める。

第五号中「第9」を「第10」に改める。

第六号中「第10」を「第11」に改める。

第七号中「第11」を「第12」に改める。

第八号中「第12」を「第13」に改める。

第九号中「第13」を「第14」に改める。

第十号中「第14」を「第15」に改める。

第十一号中「第15」を「第16」に改める。

第十二号中「第16」を「第17」に改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に於ける一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百一十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

第一号中「第5」を「第6」に改める。

第二号中「第7」を「第8」に改める。

第三号中「第9」を「第10」に改める。

第四号中「第10」を「第11」に改める。

第五号中「第11」を「第12」に改める。

第六号中「第13」を「第14」に改める。

第七号中「第14」を「第15」に改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

